

れ、ここでは池田藩における衣服規制の実態を跡づけようとした。

2. まず池田藩における法令を中心に検討することとし、岡山藩法集「衣服」の項にのせられたものを取り上げた。

3. 池田藩制 265 年に 41 回の多きにわたって、衣服の規制がなされており、それは武士に対するものが最も多いが、百姓、町民に対するものもある。規制の内容としては衣服材料が中心となっている。その変化をみると、寛文時代は絹、木綿と繊維名で現われているが、時代を経るにつれ複雑な織物名になっていることは、服飾の進歩を裏付け興味深いものがある。その他、衣服の形式、染色、付属品にまで及んでいる。また法令に現われた服飾の変化は、その根底に社会的、経済的要因を含んでいることを推測させるにじゅうぶんである。

このような状況下において、着衣の本能は衣服の形式、材料、図柄等に変化を与え限らない服飾の発展をもたらせており、進んでその実態を探る必要がある。

C—15 江戸時代における服飾の変遷

—岡山藩法令にあらわれた服飾—

岡山大学教育 西村 綾子

1. 現在われわれが着用している和服の基盤は、その源流を江戸時代に求めることができる。江戸幕府体制下四民の生活は、武家諸法度をはじめとする多数の法令により厳重な規制を受け、それは四民の着用する衣服にまで及んだ。事情は地方諸藩においても同様であると思わ